

令和2年度 平戸市介護職員初任者研修課程開催要綱

【目的】

急速に進行する少子高齢化社会の到来により、福祉サービスの充実及び必要性は年々高まるばかりです。訪問介護員等介護に従事する方々の育成は急務であります。

今回の介護員養成初任者研修課程では、介護職としての知識や技術を習得し、平戸市における介護職員の資質の向上及びその人材育成を目的に開催する。

主 催 平戸市社会福祉協議会

後 援 平戸市

参加対象 平戸市又は、平戸市近郊に在住し、満18歳以上の者で、初任者県修了後、補講の参加が可能な方で介護職として今後従事が期待できる者の中から次の者を除く。(長崎県内に在住の方で、補講への参加が可能な方は、長崎県内の方であれば受講可能。)

- ①平成25年4月1日改正前の介護保険施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者
- ②看護師等(看護師及び准看護師をいう)の資格を有する者
- ③「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第2号に掲げる居宅介護従事者養成研修の1級課程、2級課程の修了者

受講料 20,000円(テキスト代込)

(受講料は、受講決定通知完了後、指定する期日までにお支払いください。)

※受講料については、初任者研修会の開始一週間前までに受講の取りやめの連絡があった場合には、キャンセルを認めます。ただし、初任者研修開始一週間前まで、初任者研修開始後は返金いたしませんので、あらかじめご了承ください。

日 程 令和2年9月1日(火)～令和3年3月15日(月)までの間で実施

※詳しい日程等は、別紙を参照してください。

学習方法 通信教育による。

※詳細は、別紙を参照してください。

募集人員 40名

使用テキスト 介護職員初任者研修テキスト(一般財団法人長寿社会開発センター発行)

受講の決定 受講が決定した者には、受講決定通知書を送付する。(定員等により受講ができない場合は、受講不決定通知を送付する。)

修了証書 通信教育による学習方法で、全科目を修了かつ修了評価(筆記試験)に合格することにより「修了証書」が授与されます。

受講の確認 受講者には、次のいずれかの書類の写しを参加申込に併せて提出する。(受講者本人の確認を行います。確認が行われない場合は、受講を取り消す場合があります。)

- ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ②住民基本台帳のカードの提示

- ③在留カードの提示 ④健康保険証の提示 ⑤運転免許証の提示
- ⑥パスポートの提示 ⑦年金手帳の提示
- ⑧国家資格等を有する者については、免許証又は登録証の提示

※尚、受講者確認の為、①～⑧までの証明書の写をご提出いただく場合があります。
(基本的に、運転免許証等写真付きの身分証明書を提出してください。)

補講について

- ①通信課程において、合格点に達しない場合は補講を行う。
- ②修了評価において、合格点に達しない場合は補講を行う。
- ③新型コロナウイルス感染症感染拡大の観点から今回の初任者研修は、課程の全てを通信課程で実施しており、通常の初任者研修で認められている通信課程を上回る科目については、補講の機会を設ける。

受講の取り消しについて

次の各号に1つでも該当する受講者は、受講を取り消す場合があります。なお、受講を取り消した場合でも、当該受講者へは受講料の返還は行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるもの
- (2) 虚偽または不正な手段により、受講の申し込みを行ったもの

参加申込及び問い合わせ

参加を希望する方は、別紙参加申込書に必要事項記入の上、平戸市社会福祉協議会に、令和2年8月21日(金)までに、郵送・FAX(着信確認)電子メール(着信確認)にてお申込ください。開催要綱・日程表・参加申込書等は、本会のホームページ(<http://www.sha-kyo.net>)よりダウンロードできます。

【申込先】

〒859-5121

平戸市岩の上町1466番地

平戸市社会福祉協議会 宛

TEL 0950-22-2180 FAX 0950-22-3175

E-mail hirado@sha-kyo.net